

<p style="margin: 0;">優良住宅認定申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">(あて先) 福岡市長</p> <p style="margin: 10px 0;">申請者</p> <p style="margin: 5px 0;">住所</p> <p style="margin: 5px 0;">氏名 ?</p> <p style="margin: 5px 0;">【法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名】</p> <p style="margin: 5px 0;">【本人による署名の場合、押印の必要はありません。】</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px 0;"> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;"> <p>租税特別措置法</p> </div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>第 28 条の 4 第 3 項第 6 号・第 7 号口</p> <p>第 31 条の 2 第 2 項第 14 号二</p> <p>第 62 条の 3 第 4 項第 14 号二</p> <p>第 63 条第 3 項第 6 号・第 7 号口</p> <p>第 68 条の 69 第 3 項第 6 号・第 7 号口</p> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>の規定に基づき、</p> </div> </div> <p style="margin: 5px 0;">優良な住宅の供給に寄与するものであることの認定を申請します。</p>		
住宅新築事業の概要	1 新築住宅の所在地及び名称	福岡市 区
	2 新築住宅の戸数	戸 (総戸数 戸)
	3 住宅の床面積	平方メートル
	4 住宅の敷地面積	平方メートル
	5 住宅の構造	
	6 住宅の建築費	万円/3.3 平方メートル(消費税抜・込)
	7 都市計画区域の名称	
	8 中高層耐火共同住宅の階数	
摘要		
手数料	金 円也	受 付
特記		

注意事項

- 1 の欄は、記入しないで下さい。
- 2 住宅が、1棟の家屋の居住の用に供するために独立的に区分された一の部分である場合は、住宅以外の部分も含め、各独立部分について床面積表(付表1)に記入し、この申請書の「3 住宅の床面積」及び「4 住宅の敷地面積」の欄には、当該1棟の床面積及びその敷地面積を記入してください。また、「2 新築住宅の戸数(総戸数)」の欄には、住宅以外の独立部分の数を含めた総戸数を記入してください。
- 3 「5 住宅の構造」の欄には、耐火、準耐火及びその他の区分を記入してください。
- 4 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第14号二又は第62条の3第4項第14号二の規定に基づくものでない場合には、「7 都市計画区域の名称」及び「8 中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記入は不要です。また、同法第31条の2第2項第14号二又は第62条の3第4項第14号二の規定に基づくものであっても、中高層耐火共同住宅の申請でない場合は「8 中高層耐火共同住宅の階数」への記入は不要です。
- 5 申請が同法第31条の2第2項第14号二又は第62条の3第4項第14号二の規定に基づく一団の住宅に係るものである場合は、それぞれの住宅について付表2に記入し、この申請書の「1 新築住宅の所在地及び名称」、「3 住宅の床面積」及び「4 住宅の敷地面積」の欄には当該一団の住宅の所在地及び名称、床面積の合計及び敷地面積を記入してください。また「5 住宅の構造」及び「6 住宅の建築費」への記入は不要です。
- 6 申請が既に租税特別措置法第31条の2第2項第14号二又は第62条の3第4項第14号二の規定に基づく認定を受けた住宅についての同法第28条の4第3項第6号若しくは第7号口、第63条第3項第6号若しくは第7号口又は第68条の6第3項第6号若しくは第7号口の規定に基づく認定の申請である場合は、その旨並びに既に受けた認定の年月日及び番号を摘要欄に記入してください。
- 7 住宅が建築基準法施行規則別記第二号様式に規定する高床式住宅である場合は、床下部分以外の部分の面積を「3 住宅の床面積」及び付表2の床面積欄に記入してください。
- 8 「6 住宅の建築費」の欄の()内の消費税抜・消費税込の別については、建築費の算定方式に応じ該当するものに をつけること。申請が租税特別措置法第31条の2第2項第14号二又は第62条の3第4項第14号二の規定に基づく一団の住宅に係るものである場合は、建築費の算定方式に応じ、付表2の「住宅の建築費」欄の()内の消費税抜・消費税込のいずれかに をつけてください。

様式第 11 号

住宅の建築に関する法令関係調書		
建築基準法	建築確認年月日 番 号	年 月 日 第 号
建築士法	設 計 者	事務所名 登録番号
	工事監理者	事務所名 登録番号
建設業法	施工業者名 登 録 番 号	
宅地建物 取引業法	事 務 所 名 免 許 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号
そ の 他 関 係 法 令		

住 宅 建 築 費 算 定 書	
A 工事請負費	
B 除外工事費	
C 住宅建築費 (A - B)	
D 建築費算定 該 当 面 積	該当家屋延面積 該当家屋外延面積 _____ 計
E (= C / D) <u>住宅建築費</u> 建築費算定該当面積 3.3 平方メートル当たり	(消費税抜)
	(消費税込)

付表 1

申請者 住所

氏名

住宅番号	住宅の床面積				
	専有部分の床面積		共用部分の床面積	計	備考
	居住の用に供する部分の床面積	居住の用に供する部分以外の部分の床面積			
	m ²	m ²	m ²	m ²	
計	m ²	m ²	m ²	m ²	

付表 2

申請者 住所

氏名

住宅番号	住宅の所在地	住宅の戸数	住宅の床面積	住宅の敷地面積	住宅の構造	住宅の建築費
		戸	m ²	m ²		万円/3.3 m ² (消費税抜・込)
計		戸	m ²	m ²		

優良住宅認定申請書作成の手引き

申請の流れ

留意事項

事前相談	・認定基準を満たしているか ・申請時期の確認
申請書提出	・申請書2部作成（下記要領を参考に作成） ・提出の際に現地調査日打ち合わせ（通常は建築確認の検査日の前後に設定）
現地調査	・基本的に申請物件の全戸の調査となりますので中が調査できるようにしておくこと。
申請書受理	・直近の謄本を添付すること。
認定	・認定済証の交付まで約一週間ほどかかります。

注意事項

- ・申請は原則として建物の受け渡し前に行ってください。申請の前に譲渡が行われている場合には原則として認定を受けることはできません。
- ・また申請の際に建物の表示登記を行っている場合には譲渡の有無を確認する必要がありますので、全戸分の登記簿を申請書に添付して下さい。

提出書類一覧表

1	優良住宅認定申請書（様式第10号）	7 -1	住宅位置図
2 -1	住宅の建築に関する法令関係調書（様式第11号）	-2	住宅配置図
-2	関係法令に適合している旨の写し	-3	各階平面図
3 -1	住宅建築費算定書（様式第12号）	-4	床面積計算書
-2	請負契約書の写し	-5	敷地の実測図
4	住宅の床面積一覧表（付表1又は付表2）	-6	住宅立面図
5	敷地の公図の写し（字図）	8	前各号に掲げる者のほか必要と認められる書類
6	土地の登記簿謄本		

各2部ずつ提出して下さい。

提出書類作成要領

添付書類の詳細は以下に示す。

1 優良住宅認定申請書（様式第10号）

別紙注意事項参照

2 -2 関係法令に適合している旨の写し

下記のを添付すること。

- ・建築基準法第6条第3項の規定による確認通知書又はその写し（建築計画概要書のみ）
- ・建築基準法第7条第3項の規定による検査済書又はその写し
- ・申請者の宅地建物業法による資格、設計者及び工事監理者の建築士法による資格並びに工事施工者の建設業法による資格に関する申告書

3 -2 請負契約書の写し

住宅の建築費の証明となるもので工事費明細書（中項目までの抜粋でも可）を含む。

7 -3 各階平面図

方位、間取り、各室の用途、壁の位置及び種類台所等の設備並びに床面積計算上必要な事項を記載したもの。

7 -4 床面積計算書

各戸及び各階ごとに、居住の用に供する部分と居住の用に供する部分以外の部分との別、専有部分と共用部分との別、住宅部分と非住宅部分との別、延床面積、各階ごとの床面積、共用部分が家屋の床面積に占める比率その他住宅の居住の用に供する部分を算定するために必要な事項を記載したもの。

なお設計図書については確認通知書の設計図書を準用しても構わない。

住宅建築費算定書

A 工事請負費に含まれるもの

電燈設備

給排水設備

衛生設備

ガス設備

B 除外工事費

内燃力発電設備

蓄電池電源設備

冷暖房設備

給湯設備

換気設備

昇降機設備

避雷設備

消火設備

排煙設備

警報設備

特殊基礎工事

家具・什器類

外構・造園

地下埋設物の撤去

インターホーン設備

テレビ共聴設備等

設計